

## 第 216回臨時国会

# 村田きょうこ 「今回の質疑のポイント」 No.2

2024 年 12 月 23 日（月）消費者問題に関する特別委員会



ご安全に！ 参議院議員の村田きょうこです。

12月23日(月)に、消費者問題に関する特別委員会で質疑を行いました。テーマは、最近倒産件数が増えている脱毛サロンについてです。以前も一度質問をしたことがあるのですが、皆さんから相談をいただく事が多い上に、12月に医療脱毛サロン「アリシアクリニック」が倒産し、9万人超の方に被害が出ており、今回あらためて取り上げました。

## 1. 「アリシアクリニック」倒産による被害者救済

### 【政府答弁】

「今般の件は重要な課題と認識している。美容医療や脱毛エステについて、これまでも注意喚起を行ってきたが、引き続き進めていく」

「トラブルになった場合は、消費者ホットライン「一八八(いやや)」や、最寄りの消費生活センター等に御連絡いただければ、必要な助言等をしっかり行うことができる」

「専門の相談員の方から適切な助言を行う、あるいは事案に応じては弁護士さんなどの専門の機関におつなぎするという形をさせていただいている」

## 2. 脱毛サロンの倒産急増への対応

### 【政府答弁】

「よく考えてから施術を受けるかどうか判断するよう注意喚起している。また、各地の消費生活センターだけではなく、医療安全支援センター等もチラシなどを使い注意喚起をしている」

「規制、規則は不断の見直しを行うべきものと思っている」

「消費者への効果的な注意喚起に加え、医療機関側が遵守すべき法令等の理解促進のために、関係省庁としっかり連携を図って消費者被害の未然防止に努める」

### < 今回の質疑を終えて >

注意喚起はするけれど、最終的には本人の判断に委ね、前払い金の仕組みを改善するよう積極的に動こうとしない国の姿勢には疑問を抱きます。また、今回のアリシアクリニックのような医療脱毛の場合は厚生労働省が所管で、医療でない脱毛の場合は経済産業省が所管です。業界全体として対策が進まない一因には、この所管の違いもあると思っています。脱毛サロンの倒産による被害者が出ないように、消費者庁が中心になって対策を講じるよう、今後とも取り組んでまいります。

※詳細は次頁以降、または You Tube をご覧ください。



# 1. 「アリシアクリニック」倒産による被害者救済

## 【課題認識】

- ・全国で60店舗を展開していた医療脱毛クリニックの「アリシアクリニック」が破産し、被害者は9万人を超えるといわれている。
- ・破産管財人の情報によれば、事業停止をしているため施術を受けられず、現金で前払いしていた場合、未施術分の返金は厳しいとの見立て。

村田: 今回の破産への受け止めと、被害を受けた方に消費者庁として何ができると考えているか?

伊東大臣: 全国各地の消費生活センターに美容医療や脱毛サロンについての相談が数多く寄せられており、今般の件は重要な課題と認識している。美容医療や脱毛エステについて、これまでも、施術が必要か確認する、あるいは契約を慎重にするなど注意喚起を行ってきたが、引き続きこれらを進めてまいりたい。また、トラブルになった場合は、消費者ホットライン「一八八(いやや)」や最寄りの消費生活センター等に御連絡いただければ必要な助言等をしっかり行うことができるので、是非御相談をいただきたい。

村田: 「一八八や消費生活センターに電話を」ということだが、今回のケースでいうと、消費生活センターに相談した場合、どのような答えになるのか。

政府参考人: 専門の相談員の方から適切な助言を行う、あるいは、事案に応じては弁護士さんなどの専門の機関におつなぎするという形もさせていただいている。

# 2. 脱毛サロンの倒産急増への対応

村田: 脱毛サロンの破産で多くの被害者が出ており、令和5年度の消費者白書でも、若い女性からの相談がもっとも多いのが脱毛サロンとなっている。こうした状況を受けて、消費者庁としてこれまでどのような対策、注意喚起行ってきたか。

政府参考人: 消費者庁及び国民生活センターでは、これまでも施術が必要か確認する、契約を慎重にするなどの注意喚起を行っており、最近であれば、関係省庁、厚生労働省等とも連携して、美容医療を受ける前にもう一度確認してほしいチェックポイントを4つ挙げている。そのチェックを確認いただいて、よく考えてから施術を受けるかどうか判断するよう注意喚起している。また、消費生活センターだけではなく、医療に関する苦情、心配などの相談については、医療安全支援センター等がチャシなどを使い注意喚起をしている。

村田: この4つのチェックポイントに加えて、消費者に対して「前受金保全措置があるのかどうか確認する」ということや、事業者に対して「前受金保全措置がない場合、サロンが倒産すればお金が返ってこないリスクがある」ということ、又は、「サロンの中には、都度払いをすることによって前払金が返ってこないリスクを回避できる方法もある」ことを周知徹底することが大事だと思うがいかがか。

政府参考人: 規制、規則は不断の見直しを行うべきものと思っている。また、消費者への効果的な注意喚起に加え、医療機関側が遵守すべき法令等の理解促進のために、関係省庁としっかり連携を図って消費者被害の未然防止に努めてまいりたい。

以上